

○ 個人情報保護制度における審議会の役割の変更点

現行	法改正後
【事前に諮問が必要な事項】	
① センシティブ情報を収集する場合 ② 法令等の規定に基づくときを除いて、保有個人情報のオンライン結合による外部提供を行う場合 ③ 現行条例に定める基準により保有個人情報を外部提供した際の、本人への通知を省略する場合	<p>➡ 一律に事前の諮問を要件とすることはできなくなり、原則として、法令等に定める基準に従って、実施機関の判断で運用することとなります。</p> <p>ただし、センシティブ情報（要配慮個人情報）を含むデータベースを取り扱う場合や、主にサイバーセキュリティ対策の面で、専門的な見地から安全管理措置を検討する必要がある場合など、案件の性質上、実施機関のみでの判断が困難なときは、適宜審議会の意見を伺いながら、運用を図る想定です。</p>
【報告（必要に応じて諮問）を行う事項】	
④ 個人情報取扱事務登録簿の届出（変更等含む。）があった場合	<p>➡ 法改正後は、個人情報ファイル簿の作成・公表へ移行することとなり、個人情報取扱登録簿は廃止します。</p> <p>個人情報ファイル簿の作成について、個別案件ごとに逐次審議会へ報告する義務はありませんが、定期的に作成状況を審議会に報告する想定です。</p>
⑤ 制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要事項 （例）保有個人情報の目的外利用や外部提供を例外的に実施する特別な理由があるか、判断が困難な場合など	<p>➡ 法改正後においても、個別案件について、実施機関のみでの判断が困難な場合は、これまでどおり、審議会の意見を伺いながら、運用を図る想定です。</p> <p>また、デジタル技術の進展に伴い、次の事項について、審議会の意見を聴取すべき機会があると見込んでいます。</p> <p>（1）サイバーセキュリティ対策などの安全管理措置 （2）データ活用（行政機関等匿名加工情報の取扱いなど）</p>
⑥ 特定個人情報保護評価書（マイナンバー利用事務に関するプライバシー影響評価）を個人情報保護委員会に提出する場合 ➡法改正による取扱いの変更はありません。	